

館山ファミリースポーツクラブ “わかしお” 規約(案)

◆ 第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、館山ファミリースポーツクラブ “わかしお”（以下「クラブ」という）と称す。

(目的)

第2条 このクラブは、スポーツの振興及び普及を目的とする。また、スポーツ活動等を通してスポーツを楽しみながら、健康・体力の維持・向上、青少年の健全育成、地域コミュニティの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 このクラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期的なスポーツ活動等の実施
- (2) 年間計画に基づくイベント、体験教室の開催
- (3) 会員親睦のための行事
- (4) 地域住民のスポーツ・レクリエーション活動に関する援助
- (5) その他このクラブ目的達成のために必要な事業

◆ 第2章 組織

(入会資格)

第4条 このクラブは、原則として館山市に在住・在勤する者およびクラブの目的に賛同する者で構成する。

(クラブの構成)

第5条 このクラブは、次の者をもって構成する。

- (1) 家族会員、個人会員およびスタッフ
- (2) 運営委員会において承認された個人および団体

(入会、退会手続き)

第6条 このクラブに入会を希望する者は所定の手続きに従い申し込む。また、入会後入会申込み時の記載事項に変更が生じた場合や、退会の申し出は速やかに届けなければならない。

(役員)

第7条 このクラブに次の役員を置き、運営委員会を構成する。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 2名 |
| (5) 事務局 | 若干名 |

(役員の選出)

第8条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、理事、及び会計は会員の総会において会員の中から選任する。

(監事)

第9条 このクラブに監事2名を置き、会員の中から会長が指名する。監事は本クラブの業務の執行の状況及び財産の状況を監査する。

(顧問)

第10条 会長の求めに応じて、会務の重要事項に対し助言を行うものとして顧問をおくことができる。

(任期)

第11条 役員並びに監事の任期は2年とする。ただし、再任は防げない。また、補欠による役員、監事の任期は前任者の在任期間とする。

(職務)

第12条 運営委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長はクラブの総会及び運営委員会を招集し、その議長となる他、クラブの事業等の執行を総括するとともに、クラブを代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐するとともに、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事はクラブの会務を分担する。
- (4) 会計はクラブの会計事務にあたる。

(会費)

第13条 会費とは次のものをいう。

- (1) 入会金
- (2) 年会費

(会費の納入)

第14条 会員はクラブが附則別表に定める会費を納入するものとする。

(会費の不返還)

第15条 一旦入金した会費は、理由を問わず返還しない。

◆ 第3章 会議

(総会)

第16条 総会は、会長が招集し、次の事項について審議し議決、または承認する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の改選
- (4) 規約、細則その他業務上必要な諸規定の制定、改廃
- (5) その他必要と認める事項

(運営委員会)

第17条 運営委員会は第7条の役員で構成し会長が必要と認めたとき招集する。

(会議の成立・議決)

第18条 総会は役員の過半数及び会員の出席により成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 運営委員会は役員の過半数により成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

◆ 第4章 会計

(資金)

第19条 このクラブの資金は以下のものとする

- (1) 会費
- (2) 受講料、事業等からの収入
- (3) 国、県、市等からの補助金

- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他（雑収入）

（会計年度）

第20条 このクラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

◆ 第5章 事務局

第21条 このクラブに、クラブの事務を処理するための事務局を置く。

- (1) 事務局には事務局長その他の担当者を置く。
- (2) 事務局長およびその他の担当者は、会長が任命する。
- (3) 事務局の組織および運営に関し、必要な事項は総会の議決を得て会長が定める。
- (4) 事務局は、館山市教育委員会スポーツ課内（〒294-8601 館山市北条1145-1）におく。

◆ 第6章 事故の責任

（事故の責任）

第22条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理規定ならびに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違背して盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

（保険の加入）

第23条 クラブにて所定の保険に加入する。活動中、またその前後に発生した怪我、事故等についてはクラブで加入する保険の範囲内において適応する。

◆ 第7章 細則

（細則）

第24条 本規約に定めない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の議決によって定める。

（規約の改正）

第25条 本規約は、総会の議決によって隨時改正することができる。

附則 本規約は、平成19年3月22日より施行する。

平成20年 4月 5日改正
平成21年 5月 9日改正
平成22年 5月15日改正
平成25年 5月11日改正
平成26年 5月 9日改正
平成27年12月 7日改正
令和 5年 5月15日改正

附則別表（第13条関係）

第1 入会金・会費

	入会金	年会費	会費(10月以降)
中学生以下	1人1,000円	2,000円	1,500円
高校生以上		6,000円	4,000円
指導者会員		免除	免除
スタッフ会員		3,000円	2,000円

第2 納入時期

- ・ 入会金は、新規クラブ加入登録時に納入するものとする。
- ・ 年会費等は、新規クラブ加入登録時、並びに年度更新登録時に納入するものとする。
(高校生以上年会費6,000円は3,000円ずつの2回に分割納入することもできる)

第3 体験参加費

- ・ 会員でない者は以下の参加料を支払うことにより体験参加をすることが出来る。

	参加料
中学生以下	1回300円
高校生以上	1回500円

第4 チケット

- ・ 会員でない者は以下のチケットを購入することにより、チケット1枚につき1回の体験参加をすることができる。
- ・ チケットは5回分をもって、4回分の料金とする。
- ・ チケットは使用するとき各教室の指導者またはスタッフに提示しなければならない。
- ・ 当該指導者またはスタッフ以外の者が切離したチケットは無効とする。

	代金	内容
中学生以下	1,200円	5枚1組
高校生以上	2,000円	

第5 会員証の再発行

- ・ 会員証を紛失し、再発行を求めるときは手数料として100円を支払うものとする。

附則 平成21年 5月 9日改正

附則 平成23年 5月 14日改正

附則 平成24年 5月 12日改正

附則 平成25年 5月 11日改正

附則 平成26年 5月 9日改正

附則 平成26年11月25日改正

附則 平成29年 1月 11日改正